



発行 東京都

目次

規則

- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………(総務局行政部政課)…一
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………(総務局行政部市町村課)…二

告示

- 平成二十九年東京都告示第五百五十五号(平成二十九年非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(総務局総務部総務課)…二
- 東京都宝くじの発売(十六件)……………(財務局主計部公債課)…三
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)…九
- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部交通企画課)…九
- 土地区画整理組合の解散認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…九
- 都営住宅の廃止……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)…九
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)…一〇
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)…四
- 都営改良住宅の廃止……………(同)…五
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………(同)…五
- 都営住宅の駐車場の廃止……………(同)…六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)…六

規則

- 平成二十九年東京都告示第五百六十二号(平成二十九年非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(福祉保健局総務部職員課)…六
- 平成二十九年非常勤職員の第一種報酬の額……………(同)…六
- 平成三十年における火光利用さば漁業の許可又は起業認可の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)…七
- 平成三十年におけるあじ・さば棒受け網漁業の許可又は起業認可の申請期間等……………(同)…七
- 平成二十九年東京都告示第五百六十六号(平成二十九年非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(建設局総務部職員課)…七
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………(建設局公園緑地部公園課)…七
- 平成十二年東京都告示第四百五十六号(河川及び河川管理施設の指定)の一部改正……………(建設局河川部指導調整課)…九
- 港湾施設の供用中止(二件)……………(港湾局港湾経営部経営課)…九
- 港湾施設の供用廃止……………(同)…一〇

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第七号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年東京都規則第五百五十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条の表三十三の項を次のように改める。

三十三 特例条例	イ 東京都在宅重症心身障害児(者)に対する訪問事業の実
第二条の表六十	施に関する規則(平成十二年東京都規則第九十二号。以下

<p>八の項に規定する在宅重症心身障害児(者)に対する療育支援等に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めらるるもの</p>	<p>この項イにおいて「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第四条の規定による知事に提出すべき在宅重症心身障害児(者) 訪問申請書の受理</p> <p>(2) 規則第五条の規定により知事が発行した在宅重症心身障害児(者) 訪問決定通知書又は在宅重症心身障害児(者) 訪問非決定通知書の交付</p> <p>ロ 東京都在宅医療的ケア児に対する訪問事業の実施に関する規則(平成二十九年東京都規則第六十八号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第四条の規定による知事に提出すべき在宅医療的ケア児訪問申請書の受理</p> <p>(2) 規則第五条の規定により知事が発行した在宅医療的ケア児訪問決定通知書又は在宅医療的ケア児訪問非決定通知書の交付</p>
--	---

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八八号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務

の範囲等を定める規則(平成十二年東京都規則第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十三の八の項を次のように改める。

<p>十三の八 特例条例第二条の表二十九の十六の項に規定する在宅重症心身障害児(者)に対する療育支援等に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>イ 東京都在宅重症心身障害児(者) に対する訪問事業の実施に関する規則(平成十二年東京都規則第九十二号。以下この項イにおいて「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第四条の規定による知事に提出すべき在宅重症心身障害児(者) 訪問申請書の受理</p> <p>(2) 規則第五条の規定により知事が発行した在宅重症心身障害児(者) 訪問決定通知書又は在宅重症心身障害児(者) 訪問非決定通知書の交付</p> <p>ロ 東京都在宅医療的ケア児に対する訪問事業の実施に関する規則(平成二十九年東京都規則第六十八号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第四条の規定による知事に提出すべき在宅医療的ケア児訪問申請書の受理</p> <p>(2) 規則第五条の規定により知事が発行した在宅医療的ケア児訪問決定通知書又は在宅医療的ケア児訪問非決定通知書の交付</p>
---	---

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第五百二二号

平成二十九年東京都告示第五百五十五号(平成二十九年度非常勤職員の第一種報酬の

額)の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

「7,280円」を「7,480円」に、「7,230円」を「7,430円」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

●東京都告示第五百三十三号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千三百六十九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から四等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十九年十月四日から同月十七日まで

七 当せん金支払開始 平成二十九年十月四日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 五万円 六千本

二等 一万円 千八百本

三等 三千元 九千本

四等 二百円 三十万本

計

九 注意事項 三十一万一千四百本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第五百四十四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千三百七十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 一億五千万円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十九年十月十一日から同月二十四日まで

七 抽せん期日 平成二十九年十月二十六日

八 当せん金支払開始 平成二十九年十月三十一日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 二千万円 一本

一等の前後賞 五百万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十四本

二等 三十万円 三本

三等 十万円 十五本

四等 一万円 百五十本

五等 千円 一万五千本

六等 百円 十五万本

計

十 注意事項 十六万五千八百八十五本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第五百五十五号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千三百七十一回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十九年十一月一日から同月十四日まで

七 抽せん期日 平成二十九年十一月十六日

八 当せん金支払開始 平成二十九年十一月二十一日

九 当せん金の額及び当せんの数

●東京都告示第千五百六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子  
第二千三百七十二回東京都宝くじ

一 名称	株式会社みずほ銀行
二 受託銀行等の名称及び所在地	千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百五十万枚 三億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

等 級 当せん金 当せん本数

一等	千万円	一本
一等の前後賞	二百五十万円	二本
一等の組違い賞	十万円	十九本
二等	五十万円	二十本
三等	五万円	二百本
四等	五千円	二千本
五等	千円	二万本
六等	百円	二十万本
計	二十二万二千二百四十二本	

十 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千五百七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子  
第二千三百七十三回東京都宝くじ

一 名称	株式会社みずほ銀行
二 受託銀行等の名称及び所在地	千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百五十万枚 三億円
四 証券金額	一枚二百円

六 発売期間 平成二十九年十一月一日から同月十四日まで

七 当せん金支払開始 平成二十九年十一月一日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	百万円	三十本
二等	十万円	二百二十本
三等	五万円	四百五十本
四等	一万円	二千五百五十本
五等	千円	一万五千本
六等	二百円	十五万本
計		十六万八千五百五十本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千五百八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子  
第二千三百七十四回東京都宝くじ

一 名称	株式会社みずほ銀行
二 受託銀行等の名称	株式会社みずほ銀行

五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十九年十一月二十九日から同年十二月十二日まで

七 当せん金支払開始 平成二十九年十一月二十九日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	三十万円	百二十本
二等	五万円	二百七十本
三等	一万円	二千百本
四等	三千円	六千三百本
五等	千円	一万五千本
六等	二百円	十五万本
計		十七万三千七百九十本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

及び所在地	千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百五十万枚 五億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等まで及びフリーザ賞の当せんが判明する方法)
六 発売期間	平成二十九年十二月十三日から同月二十六日まで
七 当せん金支払開始期日	平成二十九年十二月十三日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等級	当せん金
一等	三百万円 二十五本
二等	十万円 二百二十五本
三等	一万円 千二百五十本
四等	千円 二万五千本
五等	二百円 二十五万本
フリーザ賞	五千円 一万本
計	二十八万六千四百本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千五百九号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日	東京都知事 小 池 百合子
一 名称	第二千三百七十五回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行
二 受託銀行等の名称及び所在地	千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	七百万枚 十四億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一月九日まで
七 抽せん期日	平成三十年一月十一日
八 当せん金支払開始期日	平成三十年一月十六日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等級	当せん金
一等	一億五千万円 一本
一等の前後賞	二千五百万円 二本
一等の組違い賞	十万円 六十九本
二等	百万円 七十本
三等	五万円 千四百本
四等	千円 七万本
五等	二百円 七十万本
初夢賞	一万円 七千本
計	七十七万八千五百四十二本
備考	一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
十 注意事項	

●東京都告示第千五百十号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日	東京都知事 小 池 百合子
一 名称	第二千三百七十六回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行
二 受託銀行等の名称及び所在地	千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百五十万枚 五億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	平成三十年一月十七日から同月三十日まで
七 抽せん期日	平成三十年二月一日
八 当せん金支払開始期日	平成三十年二月六日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等級	当せん金
一等	六千万円 一本
一等の前後賞	千万円 二本
一等の組違い賞	十万円 二十四本
二等	七十万円 二十五本
三等	二十万円 二千五百本
四等	二百円 二十五万本
(二) 証券は、転売できない。	

新春幸運賞

計

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千五百一十一号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千三百七十七回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封印(被封印された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成三十年一月十七日から同月三十日まで
- 七 当せん金支払開始 平成三十年一月十七日  
期日
- 八 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数  
一等 百万円 十五本  
二等 五十万円 百二十本

三等

四等

五等

六等

計

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千五百一十二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千三百七十八回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封印(被封印された特定部分を削り取ることにより、一等から五等まで及びトランクス賞の当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成三十年一月三十一日から同年二月十三日まで
- 七 当せん金支払開始 平成三十年一月三十一日  
期日
- 八 当せん金の額及び当せんの数

等級

一等

二等

三等

四等

五等

トランクス賞

計

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千五百一十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千三百七十九回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円
- 四 証票金額 一枚百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 平成三十年二月十四日から同月二十七日まで
- 七 抽せん期日 平成三十年三月一日

八 当せん金支払開始 平成三十年三月六日  
期日

九 当せん金の額及び当せん数の

等級 当せん金 当せん本数

一等 千万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十九本

二等 七十万円 二十本

三等 五十万円 二百本

四等 三十万円 二千本

五等 十万円 二万本

六等 百円 二十万本

計 二十二万二千二百四十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千五百十四号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池百合子

一 名称 第二千三百八十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式

被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成三十年二月十四日から同年二月十七日まで

七 当せん金支払開始 平成三十年二月十四日  
期日

八 当せん金の額及び当せん数の

等級 当せん金 当せん本数

一等 三十万円 六十本

二等 五万円 八百四十本

三等 一万円 千二百本

四等 千円 六千本

五等 十円 一万五千本

六等 二百円 十五万本

計 十七万三千百本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千五百十五号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池百合子

一 名称 第二千三百八十一回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百五十万枚 五億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 平成三十年二月二十一日から同年三月六日まで

七 抽せん期日 平成三十年三月八日

八 当せん金支払開始 平成三十年三月十三日  
期日

九 当せん金の額及び当せん数の

等級 当せん金 当せん本数

一等 六千万円 一本

一等の前後賞 千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十四本

二等 七十万円 二十五本

三等 二十万円 二万五千本

四等 二万円 二十五万本

冬のビッグチャンス賞 一万円 二千五百本

計 二十七万七千五百五十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千五百十六号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千三百八十二回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

三 発売の枚及び総額 千代田区大手町一丁目五番五号

四 証券金額 二百萬枚 四億円

五 証券型式 一枚二百円

六 発売期間 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

七 当せん金支払開始 平成三十年二月二十八日から同年三月十三日まで

八 当せん金の額及び当せんの数

一等 五十萬円 六十本

二等 五萬円 六百本

三等 一萬円 三千本

四等 三千円 一万本

五等 千円 二萬本

六等 二百円 二十萬本

計 二十三萬三千六百六十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千五百十七号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千三百八十三回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

三 発売の枚及び総額 千代田区大手町一丁目五番五号

四 証券金額 百五十萬枚 一億五千萬円

五 証券型式 一枚百円

六 発売期間 開封式 平成三十年三月七日から同月二十日まで

七 抽せん期日 平成三十年三月二十三日

八 当せん金支払開始 平成三十年三月二十八日

九 当せん金の額及び当せんの数

一等 千万円 一本

二等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十四本

二等 五十万円 十五本

三等 三万円 三百本

四等 三千元 三千本

五等 五百円 一万五千本

六等 百円 十五萬本

計 十六萬八千三百三十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千五百十八号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千三百八十四回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

三 発売の枚及び総額 千代田区大手町一丁目五番五号

四 証券金額 二百萬枚 四億円

五 証券型式 一枚二百円

六 発売期間 開封式 平成三十年三月十四日から同月三十一日まで

七 抽せん期日 平成三十年四月三日

八 当せん金支払開始 平成三十年四月九日

九 当せん金の額及び当せんの数

一等 三千万円 一本

二等の前後賞 千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十九本

二等 三十万円 二十本

三等 千円 四萬本

四等 二百円 二十萬本

計 四萬本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

(三) 春きらきら賞 一万円 四千本



計 二十四万四千四十二本  
十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千五百十九号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

名称	位置
霞ヶ丘アパート (1号棟)	新宿区霞ヶ丘町五番
霞ヶ丘アパート (2号棟)	同右
霞ヶ丘アパート (3号棟)	同右
霞ヶ丘アパート (4号棟)	同右

商号 代表者氏名 主たる事務所の所在地 免許証番号 免許年月日

株式会社 代表取締役 西東京市ひ 平成二  
 ジャパン 原 富士子 ばりが丘一 (3)第八四五 十七年  
 ハウス工 業 丁目六番十 五一号 六月十  
 号 日

株式会社 代表取締役 八王子市八 平成二  
 リバイブ 浦野 正昭 日町七番十 (1)第九六八 十六年  
 三号二階 八六号 八月八  
 日

●東京都告示第千五百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定に基づき東京都都市計画駐車場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 株式会社銀座パークینگセンター
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画駐車場事業第十二号西銀座駐車場
- 三 事業施行期間 平成二十九年九月二十九日から平成三十一年六月三十日まで

四 事業地 収用の部分

なし  
使用の部分  
中央区銀座六丁目地内

●東京都告示第千五百二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条第二項の規定に基づき平成二十九年九月二十九日付けである野市初雁土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第千五百二十二号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

構造及び規模	戸数
中層耐火 三三・〇平方メートル	二四戸
同右 同右	同右
同右 三八・三平方メートル	三〇戸
同右 三一・九平方メートル	八戸

霞ヶ丘アパート (5号棟)	同右	同右	三三・〇平方メートル	二四戸
霞ヶ丘アパート (7号棟)	同右	同右	三八・三平方メートル	三〇戸
霞ヶ丘アパート (8号棟)	同右	同右	三七・〇平方メートル	四〇戸
豊洲四丁目アパート (6号棟)	江東区豊洲四丁目五番	同右	三九・〇平方メートル	三二戸
豊洲四丁目アパート (9号棟)	同右	同右	同右	四五戸
豊洲四丁目アパート (10号棟)	同右	同右	三六・四平方メートル	三五戸
第2鶯の宮アパート (4号棟)	中野区白鷺一丁目十三番	同右	五〇・四平方メートル	三〇戸
第2鶯の宮アパート (5号棟)	同右	同右	同右	二〇戸
同右	同右	同右	六三・一平方メートル	五戸
平井一丁目アパート (3号棟)	江戸川区平井三丁目四番	同右	三七・〇平方メートル	三〇戸
平井一丁目アパート (4号棟)	同右	同右	三一・九平方メートル	二四戸
矢川北アパート (1号棟)	国立市富士見台四丁目十七番	同右	三七・七平方メートル	五〇戸
矢川北アパート (2号棟)	同右	同右	同右	三〇戸
矢川北アパート (5号棟)	同右	同右	同右	五〇戸
矢川北アパート (8号棟)	同右	同右	三五・七平方メートル	同右

●東京都告示第千五百二十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十九年十月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	46,000
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (10号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	46,000
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート (1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	84,800
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,600	69,100
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	76,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (5号棟)	新宿区戸山2-5	38.3	1	32,200	61,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (22号棟)	新宿区戸山2-22	38.3	1	32,200	61,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	34,000	73,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	34,000	73,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (35号棟)	新宿区戸山2-35	40.1	1	34,400	68,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,300	66,100
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,500	45,800
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (2号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,500	45,800
一般都営	中層耐火	弁天町第2アパート (1号棟)	新宿区弁天町163	39.0	1	31,900	66,400
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート (1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	2	36,400	57,700
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート (10号棟)	台東区下谷1-2	35.4	1	28,500	38,400
一般都営	中層耐火	立花三丁目アパート (1号棟)	墨田区立花3-24	42.3	1	29,400	45,200
一般都営	高層耐火	白鷺東アパート (7号棟)	墨田区境通2-6	59.7	1	43,800	64,100
一般都営	中層耐火	大島四丁目アパート (3号棟)	江東区大島4-21	51.0	1	43,600	72,700
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (5号棟)	江東区亀戸7-55	33.4	2	26,600	36,700
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,900	44,100
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート (2号棟)	江東区東砂1-5	42.3	1	34,500	48,500
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	1	30,400	46,300
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (86号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	1	30,400	46,300
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (2号棟)	江東区南砂5-24	36.7	1	28,900	42,600
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート (15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	1	30,000	48,300
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート (14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30,800	39,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (4号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	48,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (9号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (13号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (17号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,300	44,300

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	44,000
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	2	30,900	47,400
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	44,600
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	67,500
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (2号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	92,000
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	92,000
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート (5号棟)	品川区八潮5-1	62.1	1	54,400	83,700
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	3	26,100	35,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	29,400	37,800
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (7号棟)	大田区東糀谷6-8	42.2	1	33,700	47,100
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート (3号棟)	大田区西糀谷2-26	39.0	1	32,100	50,000
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート (13号棟)	大田区萩中1-3	39.0	1	31,000	55,300
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	50,100	81,600
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,100	81,600
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート (3号棟)	世田谷区梅丘1-35	41.9	1	35,100	70,700
一般都営	中層耐火	南島山六丁目アパート (1号棟)	世田谷区南島山6-32	55.9	1	47,400	95,300
一般都営	中層耐火	桜一丁目第2アパート (1号棟)	世田谷区桜1-30	51.0	1	42,300	84,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (13号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,100	69,000
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート (49-1号棟)	渋谷区笹塚2-49	36.7	1	31,900	66,100
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート (14号棟)	渋谷区笹塚2-34	38.7	1	33,000	74,900
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート (52-3号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	38.7	1	33,500	50,900
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート (36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	71,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	76,500
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート (1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	29,400	53,300
一般都営	中層耐火	下井草二丁目第2アパート (24号棟)	杉並区下井草2-8	51.0	2	39,300	75,800
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,100	42,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (10号棟)	北区滝野川3-66	37.3	2	29,600	54,300
一般都営	中層耐火	稲付二丁目アパート (1号棟)	北区赤羽南2-7	36.4	1	27,800	40,500
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート (10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	2	31,800	46,300
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,000	40,000
一般都営	中層耐火	坂下二丁目第3アパート (1号棟)	板橋区坂下3-24	51.0	1	39,000	67,200
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	3	38,600	65,500
一般都営	中層耐火	早宮四丁目アパート (1号棟)	練馬区早宮4-17	51.0	1	40,000	76,100

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町5-30	51.2	1	39,600	74,200
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(6号棟)	練馬区富士見台3-54	39.0	2	29,200	54,700
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(5号棟)	練馬区北町6-5	47.5	1	37,200	72,200
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(15号棟)	練馬区北町6-15	55.9	1	44,000	86,300
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(2号棟)	練馬区北町6-2	55.9	1	44,400	87,100
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(5号棟)	練馬区関町北3-9	62.1	1	49,200	97,800
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート(2号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	58,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(1号棟)	練馬区南田中3-31	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,500	47,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(9号棟)	練馬区高野台1-1	37.0	1	26,900	50,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(18号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(24号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(25号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(28号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(31号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(32号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,900	49,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(33号棟)	練馬区石神井町1-1	36.4	1	27,000	52,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(21号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(4号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	100,400
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(3号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,400	73,800
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(4号棟)	足立区西竹の塚1-10	48.1	1	35,600	63,500
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(2号棟)	足立区保木間5-29	51.0	1	37,100	62,600
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(7号棟)	足立区西保木間3-11	36.4	1	25,200	41,600
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(13号棟)	足立区西保木間3-12	42.3	1	30,100	41,700
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(6号棟)	足立区弘道2-9	51.1	1	38,600	72,400
一般都営	中層耐火	新田一丁目アパート(6号棟)	足立区新田1-14	36.6	2	24,700	33,800
一般都営	高層耐火	新田一丁目アパート(8号棟)	足立区新田1-14	37.9	7	25,800	38,200
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(4号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	38,100
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(5号棟)	足立区谷在家3-22	33.4	2	22,700	35,300
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(5号棟)	足立区伊興1-8	36.4	1	25,300	42,400
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,300	31,100
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(3号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,700	40,300
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(9号棟)	足立区辰沼1-2	41.7	1	29,200	46,600

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,500	44,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(4号棟)	足立区花畑8-3	41.7	2	28,500	41,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(5号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	26,100	38,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(19号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	28,500	41,400
一般都営	高層耐火	千住東二丁目アパート(10号棟)	足立区千住東2-10	43.9	1	31,800	50,600
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(8号棟)	足立区舎人6-11	42.3	2	29,800	39,500
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(18号棟)	足立区舎人6-9	43.6	1	30,700	41,100
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート(2号棟)	足立区竹の塚7-4	51.0	1	36,600	61,100
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(5号棟)	足立区南花畑5-24	60.9	1	43,900	70,200
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート(46号棟)	足立区青井5-12	55.9	1	41,500	75,700
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(2号棟)	足立区青井3-31	51.0	1	37,800	69,300
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(5号棟)	葛飾区青戸3-3-5	42.3	1	31,200	55,700
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	2	37,500	65,400
一般都営	中層耐火	堀切八丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区堀切8-6	59.6	1	45,700	87,800
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート(1号棟)	葛飾区奥戸1-12	59.6	1	45,300	79,400
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート(2号棟)	葛飾区奥戸1-13	55.9	1	42,500	76,300
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(3号棟)	葛飾区東金町5-30	48.1	1	35,600	59,600
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,300	61,200
一般都営	中層耐火	鎌倉一丁目アパート(7号棟)	葛飾区鎌倉1-16	39.0	1	27,700	50,500
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,600	72,600
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(1号棟)	葛飾区南水元1-24	59.6	1	44,300	77,900
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(8号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,500
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(13号棟)	江戸川区西瑞江4-25	51.0	1	40,000	62,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	43,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,400
一般都営	中層耐火	平井四丁目アパート(1号棟)	江戸川区平井7-23	39.0	1	28,700	44,000
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(6号棟)	八王子市大谷町45-6	36.4	1	17,800	34,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-4号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	42,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-3号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	42,700
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート(26号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-2	59.6	1	46,400	101,200
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(1号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,200	81,700
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート(16号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-9	55.9	1	42,400	88,300

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (2号棟)		三鷹市下連雀7-15	55.9	1	41,500	86,000
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (3号棟)		三鷹市下連雀7-15	59.6	1	44,700	92,700
一般都営	中層耐火	三鷹深大寺アパート (2号棟)		三鷹市深大寺1-13	59.6	1	44,200	86,300
一般都営	中層耐火	牟礼四丁目アパート (1号棟)		三鷹市牟礼4-1	42.3	1	30,900	62,300
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート (1号棟)		三鷹市上連雀6-6	39.0	1	27,100	56,000
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート (1号棟)		三鷹市上連雀1-22	55.9	1	41,800	87,100
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート (1号棟)		府中市栄町1-3	55.9	1	33,600	78,100
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート (5号棟)		府中市晴見町2-18	58.1	1	35,800	83,900
一般都営	中層耐火	府中幸町二丁目アパート (1号棟)		府中市幸町2-47	62.1	1	38,900	89,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (2号棟)		調布市国領町8-1	53.5	1	29,900	64,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (5号棟)		調布市国領町3-8	45.1	1	25,200	54,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (7号棟)		調布市国領町8-1	51.2	1	30,600	73,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (8号棟)		調布市国領町8-1	51.2	2	30,600	73,800
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート (6号棟)		町田市木曾西1-33	36.4	1	17,700	34,700
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート (3号棟)		町田市金森2-31	48.1	1	26,600	51,500
一般都営	中層耐火	学園西町二丁目アパート (1号棟)		小平市学園西町2-26	55.9	1	33,100	71,300
一般都営	中層耐火	学園西町一丁目アパート (1号棟)		小平市学園西町1-28	55.9	1	33,200	72,300
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (5号棟)		東村山市萩山町2-13	48.1	1	28,500	57,000
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (2号棟)		東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,200	78,700
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート (2号棟)		東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,800	78,400
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート (2号棟)		東村山市富士見町2-9	42.3	1	23,100	45,000
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート (2号棟)		国分寺市南町3-9	59.6	1	37,800	101,400
一般都営	中層耐火	国分寺内藤二丁目アパート (2号棟)		国分寺市内藤2-40	63.2	1	42,500	91,700
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート (7号棟)		国立市北3-25	42.3	1	24,500	52,400
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート (3号棟)		西東京市西原町4-10	51.1	1	31,300	66,700
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (5号棟)		西東京市緑町3-8	60.5	1	37,900	82,300
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (4号棟)		西東京市北原町2-12	62.1	1	39,000	86,000
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート (1号棟)		西東京市南町4-23	55.9	1	33,500	77,200
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート (2号棟)		西東京市西原町1-7	60.2	1	37,200	81,900
一般都営	中層耐火	田無向台町四丁目アパート (5号棟)		西東京市向台町4-10	51.0	1	29,400	65,800
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (2号棟)		西東京市田無町7-12	56.8	1	34,100	70,800
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート (4号棟)		西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,100	72,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート (3号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,200

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート (3号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート (3号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (1号棟)		清瀬市竹丘1-5	51.0	1	27,800	55,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (4-1-3号棟)		多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	34,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (3-2-2号棟)		多摩市貝取3-2	60.9	1	33,200	60,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (3-2-7号棟)		多摩市貝取3-2	60.9	1	33,200	60,500

●東京都告示第千五百二十四号  
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
浮間三丁目アパート (12号棟)	北区浮間三丁目四番	高層耐火 三四・六平方メートル	一四戸	三一、六〇〇円	七一、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三六、九〇〇円	八二、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	七戸	四三、三〇〇円	九七、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四三、六〇〇円	九八、二〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	六戸	五二、一〇〇円	一一七、二〇〇円
舟渡二丁目アパート (5号棟)	板橋区舟渡二丁目十七番	同右 三四・六平方メートル	三五戸	三〇、〇〇〇円	五八、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三五、〇〇〇円	六八、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸	四一、四〇〇円	八一、〇〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	四九、五〇〇円	九六、五〇〇円
弘道二丁目第3アパート (3号棟)	足立区弘道二丁目二十一番	同右 三四・六平方メートル	二四戸	二八、七〇〇円	七一、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一二戸	三三、五〇〇円	八二、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	六戸	三九、七〇〇円	九八、二〇〇円
弘道二丁目第3アパート (4号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	四二戸	二八、七〇〇円	六九、四〇〇円
同右	同右	中層耐火 同右	五戸	同右	同右
同右	同右	高層耐火 四〇・四平方メートル	六戸	三三、五〇〇円	八一、一〇〇円
同右	同右	中層耐火 同右	五戸	同右	同右
同右	同右	高層耐火 四七・八平方メートル	六戸	三九、七〇〇円	九六、〇〇〇円
弘道二丁目第3アパート (6号棟)	同右	中層耐火 三四・六平方メートル	五戸	二八、七〇〇円	六九、九〇〇円

同右  
同右

同右  
同右

同右  
同右

四〇・四平方メートル  
四七・八平方メートル

一五戸  
五戸

三三、五〇〇円  
三九、七〇〇円

八一、六〇〇円  
九六、七〇〇円

●東京都告示第千五百二十五号

次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。  
平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

霞ヶ丘アパート  
(4号棟)

新宿区霞ヶ丘町五番

中層耐火 三一・九平方メートル

三二戸

霞ヶ丘アパート  
(6号棟)

同右

同右 四二・九平方メートル

一戸

同右

同右

同右 四六・二平方メートル

七戸

霞ヶ丘アパート  
(9号棟)

同右

同右 四五・一平方メートル

四〇戸

霞ヶ丘アパート  
(10号棟)

同右

同右 四一・八平方メートル

四戸

同右

同右

同右 四五・一平方メートル

三六戸

●東京都告示第千五百二十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成二十九年十月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート(1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,600
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,400
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,000
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,800
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート(5号棟)	江東区東陽1-39	36.6	1	30,100
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(11号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(25号棟)	杉並区阿佐谷北3-32	35.1	2	25,600
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(26号棟)	杉並区阿佐谷北3-33	35.1	1	26,300
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート(2号棟)	北区堀船3-1	33.4	1	25,000
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	1	29,200
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート(1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	23,000
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(15号棟)	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,400
再開発	高層耐火	小松川アパート(1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第千五百二十七号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

田端新町一丁目アパート 北区田端新町一丁目 九区画  
ト駐車場 十五番ほか

八王子中野町アパート 八王子市中野山王三 六区画  
駐車場 丁目十三番ほか

●東京都告示第千五百二十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

神谷二丁目アパート 北区神谷二丁目四十 六六区画  
車場 三番ほか

舟渡二丁目アパート 板橋区舟渡二丁目十 二〇区画  
車場 三番ほか

●東京都告示第千五百二十九号

平成二十九年東京都告示第五百六十二号(平成二十九年非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

「7230円」を「7430円」に改める。

附則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

●東京都告示第千五百三十号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、平成二十九年における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子



非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	統計調査員 (受療行動調査)	日額	7,430円

附則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

●東京都告示第千五百三十一号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第百六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成三十年における火光利用さば漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年十月二日から同月十六日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

四十隻

●東京都告示第千五百三十二号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第百六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成三十年におけるあじ・さば棒受け網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年十月二日から同月十六日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

六十五隻

●東京都告示第千五百三十三号

平成二十九年東京都告示第五百六十六号(平成二十九年非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

「7,230円」を「7,430円」に改める。

附則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

●東京都告示第千五百三十四号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立祖師谷公園 別図(1)のとおり 平成二十九年十月一日




東京都立城北中央公園 別図(2)のとおり 同日

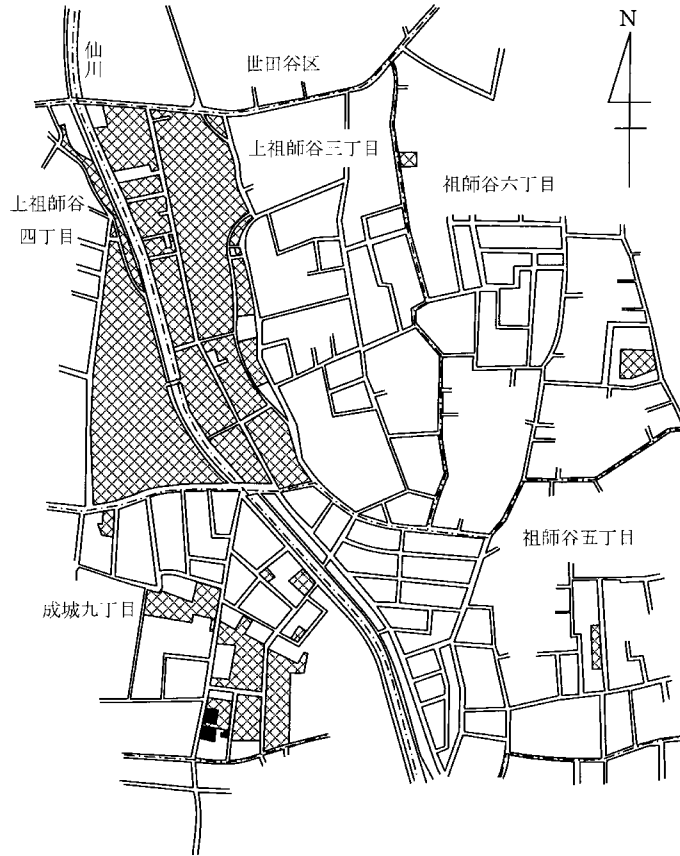
東京都立葛西臨海公園 別図(3)のとおり 同日

別図 (1)

東京都立祖師谷公園 区域変更略図

変更箇所 世田谷区成城九丁目




	変更前の区域	面積	九二、五七九・七二	平方メートル
	追加区域	面積	七九二・三五	平方メートル
	変更後の面積		九三、三七二・〇七	平方メートル

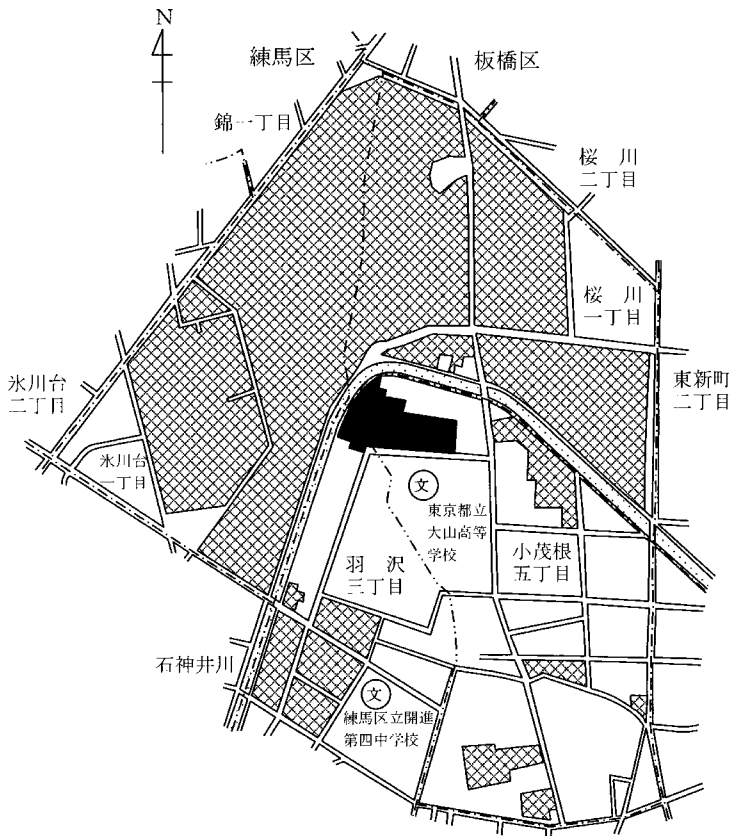


別図 (2)

東京都立城北中央公園 区域変更略図

変更箇所 板橋区小茂根五丁目及び練馬区羽沢三丁目

	変更前の区域	面積	二六二、三六九・〇七	平方メートル
	廃止区域	面積	九、二九一・一四	平方メートル
	変更後の面積		二五三、〇七七・九三	平方メートル

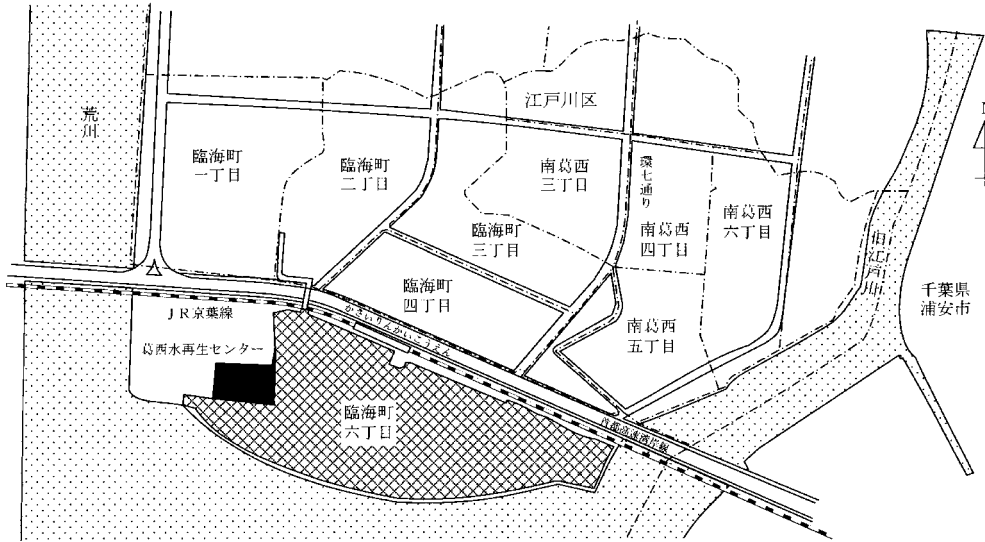


別図 (3)

東京都立葛西臨海公園 区域変更略図

変更箇所 江戸川区臨海町六丁目

変更前の区域 面積 八〇五、八六一・一三 平方メートル  
 廃止区域 面積 二九、五四二・二五 平方メートル  
 変更後の面積 七七六、三一八・八八 平方メートル



●東京都告示第千五百三十五号

平成十二年東京都告示第四百五十六号（河川及び河川管理施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

二 河川管理施設の表中

神田川・環状七号線 地下調節池	自 杉並区和泉一丁目地先 至 中野区野方五丁目地先
--------------------	------------------------------

を

神田川・環状七号線 地下調節池	自 杉並区和泉一丁目地先 至 中野区野方五丁目地先
白子川地下調節池	自 練馬区大泉町二丁目地先 至 練馬区高松三丁目地先

に改める。

●東京都告示第千五百三十六号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	期間
物揚場	月島漁業	七九五・三五二	中央区豊	平成二十九年十月一日
場	基地物揚	メートルのうち	海町	から同年十一月三十日
	ートル	一八五・〇〇メ		まで

●東京都告示第千五百三十七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	級別	規模	所在地	期間
野積場	芝浦ふ頭N野積場	一級	四、九四五平方メートルのうち一、七二五平方メートル	港区海岸三丁目三十番	平成二十九年十月一日から同月九日まで

●東京都告示第千五百三十八号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、平成二十九年九月三十日限りで次の港湾施設の供用を廃止する。

平成二十九年九月二十九日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	級別	規模	構造	所在地
荷役機械	十号地第一荷役機	一級	三一五・〇〇平方メートル	鉄骨吹抜一部	江東区有明四丁目七番
器具置場	器具置場		メートル	ブロッコ	丁目七番
同右	芝浦ふ頭第四荷役機		二二八・九五平方メートル	鉄筋コンクリート造	港区海岸三丁目二十六番百
同右	同右		同右	同右	同右

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號(代)  
 電話 〇三(五三三二)一一一一  
 郵便番号 163-8001  
 定価 本号 一箇月 五〇円  
 (郵送料を含む)  
 印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七號  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
 郵便番号 113-0001

